



## CONSULADO GENERAL DE PANAMA

### TOKIO, JAPON

1F, 3-15-5, ROPPONGI, MINATO-KU, TOKYO 106-0032

TEL: (81)-3- 3585-3661, FAX (81)-3- 3585-3662

<http://www.embassyofpanamainjapan.org>

### 婚姻登録に必要な書類

\*直接領事館へお越しの上、申請手続きを行ってください。  
郵送では受け付けません。

\*\*書類の不備、記載ミス等を防ぐため、申請にお越しになる前にスキャンした  
必要書類をメールで[visa@panaconsul-tokyo.com](mailto:visa@panaconsul-tokyo.com)までお送りください。

1. 日本の市役所発行の『戸籍謄本』『婚姻届受理証明書』記載事項証明に、  
外務省の**アポステイーユ証明**を付与したもの。(外務省の証明は、東京・大  
阪どちらでもできます)
  - FRESC (外国人在留支援センター) 内外務省ビザ・インフォメーション  
電話：0570-011000  
月曜日から金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 外務省南庁舎1階  
外務省 領事局領事サービスセンター 証明班
2. **項目1. のスペイン語翻訳**。翻訳は申請者本人によるものは受け付けられま  
せん。正式な翻訳者に作成してもらった上、その方の署名を最寄りの公証役  
場で認証後アポステイーユ証明を外務省で付与してもらうか、アポステイー  
ユ取得後パナマ政府公認翻訳者に翻訳してもらう。
3. **申請者の2名の身分証明書のコピー**(パナマ人の場合は *Cédula*, その他の  
方はパスポート)。
4. **婚姻登録申請の手数料 4,500 円**。(日本円の現金のみ。ドルは不可。)
5. **証人として成人 2 名が必要です**(血縁関係にない者であればどなたでも結  
構です。国籍は問いません。証人 2 名のパスポートのコピーが必要です)。  
書類1と2をご提出いただいた後、空欄を埋めて改めて申請者にお送りする  
ので、証人の署名を取得してください。

必要書類を提出後、婚姻登録が完了するまで数ヶ月かかります。

<https://www.tribunal-electoral.gob.pa/requisitos-para-solicitar-la-inscripcion-de-un-matrimonio-de-extranjeros-celebrado-en-el-extranjero/>

パナマ現地における婚姻登録に関しては、上記 URL で情報をご覧になれます